

		組合員保険料 ・負担金	掛 金			負 担 金					備 考
		厚生年金保険	退職等年金	短期	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期	介護	
《 標準報酬月額・標準期末手当等 》	一般組合員	183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	48.01 (46.6 +1.41)		41.6 育児休業等期間中 41.6	7.5	0.1105 育児休業等期間中 0.1105	48.09 (46.6 +1.41+ 0.08) 育児休業等期間中 0.08		【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.1105 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 41.6 【短期】 (保険診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.08 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最低限度額】 標準報酬月額 長期 88,000円 短期 58,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過の長期を含む 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 650,000円 短期 1,390,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,730,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過の長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累計額の上限 【経長】 ・・・経過の長期 【厚年】 ・・・厚生年金保険
	短期組合員										
	船員組合員			45.84 (44.43 +1.41)		41.6 育児休業等期間中 41.6			50.26 (48.77 +1.41+ 0.08) 育児休業等期間中 0.08		
	特別職組合員								48.09 (46.6 +1.41+ 0.08)		
	組合役員										
	組合職員					—					
	地方独立行政法人										
	役員組合員	183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	48.01 (46.6 +1.41)	8.82		7.5	0.1105 育児休業等期間中 0.1105	48.01 (46.6 +1.41)		
	一般組合員										
	派遣職員					(都)41.6			48.01 (46.6 +1.41) (都)0.08 育児休業等期間中 (都)0.08		
	職員団体専従							—	48.01 (46.6 +1.41) (都)0.08		
	任意継続組合員			93.2	17.64						平均標準報酬月額 410,000円

◎追加費用負担金率（対標準報酬月額）・・・ 義務（厚生年金分）29.0/1,000 （経過の長期給付分）2.2/1,000、非義務（厚生年金分）16.3/1,000 （経過の長期給付分）1.8/1,000
◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む
◎育児休業等期間中における免除対象・・・ 保険料(掛金)、負担金（保険料(掛金)と同率）（育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで）
◎介護保険の第2号被保険者・・・ 40才以上65才未満の組合員
◎事務費負担金(区市町村教育委員会にて任用する学校教職員等、地方独立行政法人教職員)・・・ 年額 6,340円 月単位 528.33円
◎子ども・子育て拠出金（対標準報酬月額・対標準期末手当等）・・・ 3.6/1,000 ※組合役職員・地方独立行政法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ（育児休業による掛金免除期間中は免除）
◎70歳以上の組合員・・・ 厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要
◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・ (対標準報酬月額・対標準期末手当等) 4.05/1000